

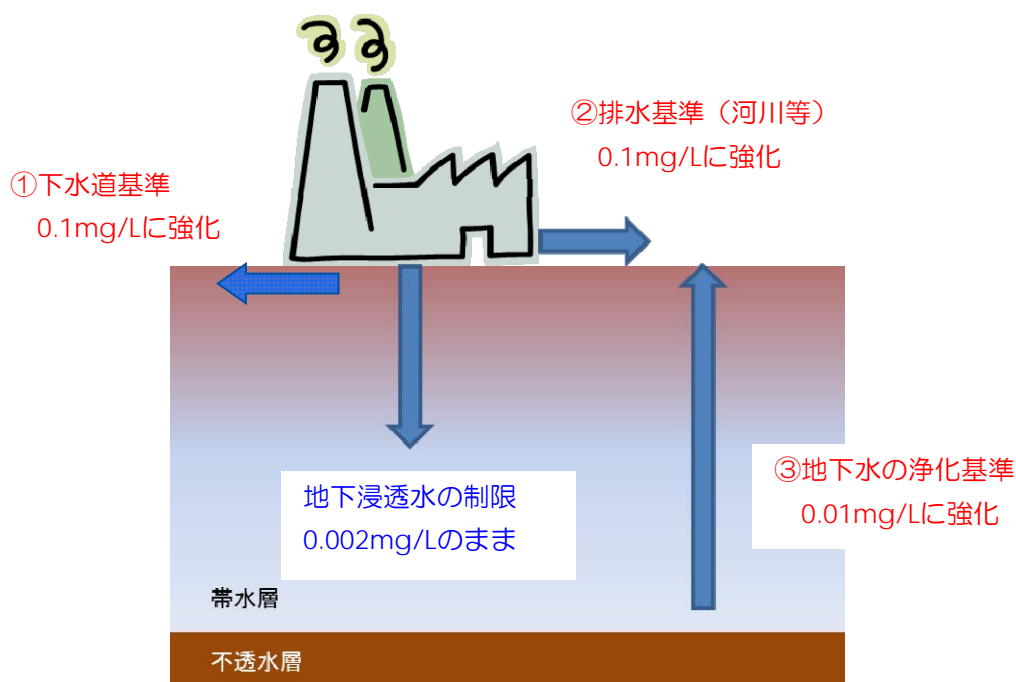
## 有害物質の排水基準と地下水の浄化基準が改正されます

平成27年10月21日から特定施設を持つ事業所から排出される「トリクロロエチレン」の下水道基準、排水基準および地下水の浄化基準が改正されます。

① 下水道基準	0.3mg/L → 0.1mg/L に強化
② 排水基準	0.3mg/L → 0.1mg/L に強化
③ 地下水の浄化基準	0.03mg/L → 0.01mg/L に強化

これは、平成27年10月7日に公布された「下水道法施行令の一部を改正する政令」および「平成27年9月18日に公布された「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」によるものです。

(今後法改正に合わせて、県や市の条例などについても同様の改正があるものと思われます)。



西日本技術コンサルタントのホームページもご覧ください。  
[www.ngcon.co.jp](http://www.ngcon.co.jp)